令和5年2月15日 資 料 提 供						
担	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通 [L073-441-2136				
当課	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通161073-441-3640)				

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和5年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

## (知事部局)

- 1 知事部局の通報の件数 前月(1月)に受理した通報はありません。
- 2 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況 前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

## (教育委員会)

- 1 教育委員会の通報の件数
- (1)通報者別

х	X <u>' 🗀 ///)</u>				
	通報者	件	数(件)		
	県民等				
	匿名				
	職員等		2		
	計		2		

(2)通報方法別

<u>刀'太冽</u>				
通報者	件数(件)			
電子メール	2			
郵便·FAX				
面談				
電話				
計	2			

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

(1)(2)

(1)

	MINANA IN LOIGH IN THE LITTLE TO THE	William I will be a series of the series of	
	通 報 内 容	処 理 状 況	
1	ある県立学校の職員が生徒に対して不適切な指導を 行った。	調査の結果、職員に改善すべき言動があり、学校長 が適切な指導を行った。	
2		当該校に確認したところ、正当な理由により学校長が 会議の欠席を承認したものであった。	

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

- (1)調査の結果、是正の必要がないもの
  - (うち通報内容が事実とは認められないもの)
  - (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)
  - (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)
  - (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)
- (2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの
- (3)調査を継続中としたもの
- (4)不受理としたもの
- 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものはありません。